

整理番号	43-1	事務事業名	小学校給食運営事業(経常・臨時分)	作成部署	管理部給食センター	電話	373-2487
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名 鈴木 正広	課長職名	古宇田 昇克	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	S49	根拠法令等	学校給食法(S29.6.3 法律第 160号)				
" 終了予定年度							
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	学校給食が児童、生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の普及充実を図ることを目的として制定された法律の趣旨に沿い、昭和49年から小学校において給食を実施している。(平成15年度:全国小学校99.3%、706万人(全道98.6%、30万人)の児童に給食実施)						

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	豊かな心と個性ある文化をはぐむまち	(第 4 章)
	節	学校教育	(第 2 節)
	施策	学校給食の充実	(第 6 施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	市内小学校10校及び札幌養護学校共栄分校の児童・教職員	
	意図(何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか)	基本的な生活習慣とも関わる食生活上の問題、人間関係の希薄化している中で、児童が「楽しく食事をする」、「望ましい食習慣の形成を図る」、「食事を通して好ましい人間関係の育成を図る」ことを目標に掲げ、これらを達成するために、栄養のバランスがとれる食事、アレルギー対策など考慮し、美味しく食べられるよう多様な食品の組み合わせなどで、栄養バランスが取れた給食を提供し、食生活の改善等を図る。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(補助金等の場合は団体等の活動内容)	16年度まで	小学校給食の運営管理 [栄養士配置、献立作成、食材購入・検収、衛生管理、栄養指導、食教育、施設・機械管理、給食費徴収、(民間委託):調理・学校配膳、配送回収業務]
		17年度	同上

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金	420	362		
	道支出金				
	その他特財(営繕基金)	445	3,318	800	800
	一般財源	91,782	88,520	87,838	87,000
	給食費収入	173,413	163,787	159,038	157,200
	合計	266,060	255,987	247,676	245,000
人件費(概算)	人数(年間)	4	3	3	3
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	36,000	27,000	27,000	27,000
総事業費 +		302,060	282,987	274,676	272,000

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	年間延給食数	760,178食	737,146食	729,030食	722,190食
	対象数	4,001人	3,880人	3,837人	3,801人
	1人当り年間	190食/年	190食/年	190食/年	190食/年
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	学校給食実施	100%	100%	100%	100%
	給食内容満足度		『食に関する指導の手引き』作成のための<食生活に関するアンケート調査>実施	『食に関する指導の手引き』作成予定	【食に関する指導の実践】
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	総事業費 ÷ 年間延給食数				
	= 1食当りコスト	397円/食	384円/食	377円/食	377円/食
	総事業費 ÷ 対象数				
	= 1人当りコスト	75,496円/人	72,935円/人	71,586円/人	71,560円/人

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等
今日の食品の安全性に対する意識の高揚の中で、国においても、0-157発生以降の衛生管理基準の抜本的見直しが図られてきており、安全性の確保について、さらに強く求められている状況にある。学校給食センターとしても、国の衛生管理基準を基本に独自の安全衛生管理マニュアルを作る等の対応はしているが、施設面では、築30年を経過する中で老朽化が著しいことから、今後、現「ウエットシステム」の「ドライ」運用や完全「ドライシステム」化への移行が必要となってくる事が予測される。

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	学校給食法に基づき、学校給食は学校の設置者の責任において実施するべきものとされている。学校給食運営については、役割と責任を果たし、かつ教育の目的を達成することで、献立作成以外の調理業務等具体的な運営(民間委託)について、安全衛生管理体制の確保等設置者としての実施責任のとれる体制確保に留意して実施することとされている。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	市民のニーズに対応した施策であり、栄養バランスのとれた給食提供ということでは適切であるが、野菜等の残食量を減らす対策、アレルギー対策等の課題がある。	アンケート・残食量調査等の結果を踏まえ、児童のニーズにも配慮した献立の工夫、また、食指導・食教育に取り組んでいく必要がある。アレルギーは、個々の対応は困難としても、対応可能な限り取り組んでいく必要がある。 ・17年度「食に関する指導の手引き」作成予定
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。他の手段や委託化などの可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	行財政改革の一環として、H15から調理、配膳等の業務は民間委託化しており、妥当と評価する。また、安全な給食提供という行政としての使命を有しているものの、民間における安全衛生管理の徹底が十分図られており、この点についても妥当といえる。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	1食単価を定め、給食費として徴収している。また、食料物価等も見ながら、時宜に応じて1食単価を改定してきており、妥当と評価するが、給食費に未納が生じていることについては問題はあります。	未納については、経済不況の中で取り扱いも難しい状況にあるが、負担公平の原則から、学校・行政一体となって督促等の強化等により未納の未然防止に努める必要がある。

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	より美味しく、楽しく食べてもらうために、献立における食材、色合いの組み合わせ等配慮しながら提供しており、十分に成果は出ている。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	民間委託化によりコスト削減は十分図られているが、そのみを目的とした委託ではなく、コスト削減分により給食内容の一層の充実を図っていききたい。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	給食センターは、築30年を経過し老朽化が著しく、施設本体もさることながら、機械設備関連、備品関連などについても、老朽化してきており、緊急的に施設設備に支障が生じた場合は、給食を停止せざるを得ない状況になることも懸念される。当面の間、施設設備の再点検による計画的な修繕、備品の更新等により対応していかざるを得ないが、費用面での負担は増加していくことが予想されることから、今後現施設自体の安全整備、将来的な建替えに向けての整備手法(PFI等)の調査研究を要する。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	課題となっている施設・設備の老朽化問題については、施設設備の再点検による計画的な修繕、備品の更新等により当面对応していくこととする。 施設の新設については、新規事業(学校給食センター施設整備事業)として16年度に評価している。